



(号外)
財務省印刷局発行

目次

〔省令〕

○道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令
(国土交通八四)

〔公告〕

諸事項

官庁

建設業の営業の停止命令関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

特定計量器型式承認、都市基盤整備

公団関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

六 六 九 九 六 一〇三

省

令

○国土交通省令第八十四号

道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十一条(同法第九十九条において準用する場合を含む)、第四十四条、第七十五条の二第一項及び第七項、第七十五条の三第一項並びに第四百条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十四年七月三日

国土交通大臣 林 寛子

道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令

(道路運送車両の保安基準の一部改正)

第一条 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項を次のように改める。

自動車には、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し告示で定める基準に適合する独立に作用する二系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時未満の自動車にあつては、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し告示で定める基準に適合する一系統の制動装置を備えればよい。

第十二条第二項から第六項までを削り、同条第七項中「被けん引自動車」を「被けん引自動車」に、「けん引するけん引自動車(第二項の自動車)」を「けん引するけん引自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車並びに最高速度二十五キロメートル毎時未満の自動車を除く。))」に改め、同項を同条第二項とする。

第十三条第一項中「けん引自動車及び被けん引自動車」を「けん引自動車及び被けん引自動車」に、「けん引自動車と被けん引自動車」を「けん引自動車と被けん引自動車」に、「前条第一項第二号及び第八号の基準並びに次の」を「連結状態における制動性能に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同条第二項から第七項までを削る。

第十八条の二第二項中「普通自動車(車両総重量が七トン以上の自動車及びけん引自動車を除く。)」を「自動車(車両総重量三・五トン以下の小型自動車、軽自動車及びけん引自動車を除く。))及びボール・トレイラ」に、「次の」を「強度、形状等に関し告示で定める」に改め、同項ただし書中「ただし、」の下に「突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に」を加え、「おそれの少ない」を「ことを防止することができる構造を有するものとして告示で定める」に改め、同項各号を削り、同条第三項を次のように改める。

3 突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けなければならない。

第二十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(座席)」を付し、同条第二項を削る。

第二十二条の見出しを削り、同条第一項から第三項までを次のように改める。

2 自動車の運転者席以外の用に供する座席(またがり式の座席を除く)は、その寸法に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて第二十二条の三第一項に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。